



第4章

次世代育成支援対策行動計画



第4章 次世代育成支援対策行動計画

基本施策1 生活・地域における子育て支援

1. 「もおかつ子」の普及活動

子どもたちは、親や家族、地域の人、成長過程において出会う人たちなど、多くの人に見守られ、関わりながら日々、成長していきます。そこで得た知識や経験は子どもたちをさらに大きく成長させます。

すべての子どもが地域への愛着と誇りを持ち、健やかに成長できるようにと願いを込めた「もおかつ子」を、家庭・地域・行政・関係機関等が一体となり発信及び展開し、未来を担う「もおかつ子」の普及活動に努めます。

事業名／事業内容			担当課
<「もおかつ子」の普及活動>			こども家庭課
広報、啓発活動や、地域における自主的取組の全市展開を図ります。			
指標	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)	
「もおかつ子」と聞いたことがある割合	—	50.0%	
<真岡っ子をみんなで育てよう事業>			生涯学習課
<p>実行委員会として主に真岡市青少年健全育成連絡協議会が企画運営を行い、青少年が心豊かに成長する大切な時期に、人として大切なことや生きる力について親子で学べる機会をつくるため、公演会、フォーラムを開催しています。単位育成会事業をいちごテレビや広報もおかで取材し広く周知し、子ども会育成会の活性化を推進しています。</p> <p>※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。</p>			



2. 子育てにおける相談・情報提供の充実

近年、少子化や核家族化が進み、共働き世帯も増加する中、地域では人と人とのつながりが希薄化するなど、子育て機能の低下が指摘されています。子育て家庭においては、身近に相談できる人がいないなど、孤立感や育児不安を抱える場合があります。



子育て家庭における孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられる場所や、保護者同士の情報交換等ができる環境が必要になります。様々な媒体を活用した情報提供の充実を図るとともに、安心して気軽に相談できる体制づくりの充実に努めます。

■子ども・子育て支援事業ニーズ調査の指標

指標	現状 (H25 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
子育てに関する情報が入手できている割合 (「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」の合計値)	就学前児童	就学前児童	67.0%
	—	62.1%	
	小学生	小学生	61.0%
	—	55.8%	

※H30 年度調査:就学前児童 問 52、小学生 問 44

事業名／事業内容	担当課						
<p><子育て世代包括支援センター></p> <p>妊娠から子育ての不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健コーディネーター※（保健師、助産師等）がサポートします。</p>	こども家庭課						
<p><子ども家庭総合支援拠点の整備></p> <p>子どもとその家庭及び妊産婦等からのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携し社会資源を有機的に繋いで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H30 年度)</th> <th>目標値 (R6 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども家庭総合支援拠点の設置</td> <td>—</td> <td>設置 (令和 3 年度)</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	子ども家庭総合支援拠点の設置	—	設置 (令和 3 年度)	こども家庭課
指標	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)					
子ども家庭総合支援拠点の設置	—	設置 (令和 3 年度)					

事業名／事業内容	担当課
<p><第一・第二子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）></p>	<p>こども家庭課</p>
<p>乳幼児のいる子育て中の親子、親同士、子ども同士の交流や育児相談、子育て情報提供等を行います。</p> 	
<p><障がい児者相談支援センター></p>	<p>社会福祉課</p>
<p>相談支援専門員が、障がいのある方やそのご家族などから様々な相談をお聞きし、一人ひとりにあった支援を一緒に考えます。</p>	
<p><生活困窮者自立相談支援センター></p>	<p>社会福祉課</p>
<p>収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、経済的に困窮している方の相談を受け、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>	
<p><エンゼル広場></p>	<p>保育課</p>
<p>親子で保育施設に来所し、在園児と楽しく遊び、保護者同士の交流を図ることができます。また、育児に関する悩みを相談するなどの豊かな子育て支援を行います。</p>	
<p><もしもしテレフォン相談室></p>	<p>保育課</p>
<p>保育士が子育てや育児に関する悩みや相談事を、電話で助言・指導します。</p>	
<p><もおか健康相談24></p>	<p>国保年金課</p>
<p>急な病気やけがに役立つ情報を24時間年中無休で医師や保健師等が内容に応じて指導助言する、電話相談「もおか健康相談24」の周知を図ります。</p>	
<p><まちなか保健室ほっとステーション></p>	<p>健康増進課</p>
<p>訪れた人が気軽に健康チェックをしたり、保健師・看護師・助産師による健康相談を受けられるとともに、お茶などを飲みながら、訪れた人同士が交流できる場所を提供します。</p>	
<p><マタニティ・子育て相談会の開催></p>	<p>こども家庭課</p>
<p>妊婦、乳幼児を対象に、保健師・助産師・栄養士等を配置し、健康管理や栄養、育児の悩みなどの相談会を行います。</p> 	

事業名／事業内容	担当課
<p><子育てモバイルサイトの充実></p> <p>『わくわく子育てナビ』は妊娠、出産、育児に関わる住民の方をサポートするため、予防接種スケジュール管理、乳幼児健康診査、各種教室、離乳食などの子育て情報を提供します。また、当サイトは10か国語に対応しており、外国籍の保護者に対しても円滑な情報提供を図ります。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><もおか子育てガイドブックの充実></p> <p>妊娠期から義務教育までのお子さんをもつご家庭にお役に立つ多くの情報を掲載します。こども家庭課、市民課、二宮支所、第一・第二子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センターにて配布するほか、ホームページにも掲載します。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><ファミサポだよりの配布></p> <p>公共施設、医療機関、保育所（園）、認定こども園、幼稚園の子育て支援施設等がひと目でわかるよう掲載し、毎年情報を更新し、最新の情報提供に努めます。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><祖父母リーフレットの配布></p> <p>祖父母世代と子育て世代が協力して子育てができるように、祖父母世代向けに今の子育て、昔の子育ての違いに関する情報を掲載したリーフレットを配布します。</p>	<p>こども家庭課</p>



3. 子育て支援ネットワークの強化

多様化する子育てに関する問題に対応するため、子どもや子育て家庭の置かれている状況に応じたきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

本市では、市役所北側に建設を予定している子育て支援拠点を子どもと一緒に遊べるだけでなく、子育て世代の交流と子育ての相談ができる場所として整備し、より一層、子どもや子育て家庭に対するきめ細やかな支援に努めます。

一方で、子育て家庭のライフスタイルや価値観も多様化する中、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動により地域全体として、子育て支援のネットワークの形成に努め、地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境が求められています。子育て支援に関わる関係団体等と連携し、地域における子どもたちの健やかな成長を支援する育成環境の充実を図ります。

事業名／事業内容	担当課
<「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備> 市役所新庁舎北側に「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」複合交流拠点として、図書館や屋内子ども広場、子育て支援センター等の複合施設の建設を計画しています。	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課
<地域子育てサロン事業> 地域の子育て支援体制の充実を図るため、子育てに関する相談指導や親子の交流、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	こども家庭課
<こども食堂参入者への連携支援> ひとりで過ごすことが多い子どもの居場所、学校の勉強についていけない子どものための学習支援の場、歯磨きなどの習慣がない子どもたちに歯磨きの習慣を伝える場など、食をとおした子どもの居場所を提供する様々な支援者と連携し、支援します。	真岡市社会福祉協議会
<フードバンク参入者への連携支援> 賞味期限内で十分に食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を寄贈してもらい、食に困っている人や福祉施設等に無償で提供する様々な支援者と連携し、支援します。	真岡市社会福祉協議会

4. 子育てに関わる経済的負担の軽減

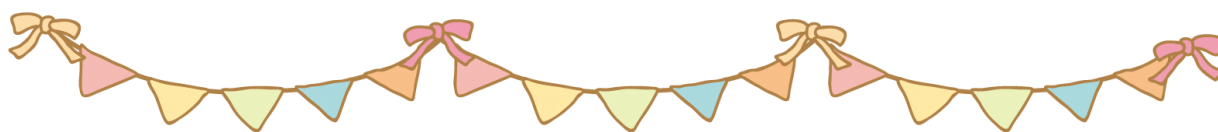
経済情勢が依然として厳しい中、子育てに係る経済的負担が増大し、子育て家庭が抱える不安や負担の中には、経済的負担を挙げる家庭が少なくありません。

これまで、児童手当の支給やこども医療費の助成、本市の独自事業である出産準備手当（マタニティ手当）や赤ちゃん誕生祝金の支給などに取り組んできましたが、今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<児童手当>	こども家庭課
中学校卒業までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給します。	
<児童扶養手当>	こども家庭課
父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	
<出産準備手当（マタニティ手当）>	こども家庭課
市民だれもが安心して子どもを産み育てる環境を整備し、少子化対策及び子育て支援の一翼を担うことを目的に、胎児1人につき3万円を支給します。	
<赤ちゃん誕生祝金>	こども家庭課
市民だれもが安心して子どもを産み育てる環境を整備し、少子化対策及び子育て支援に寄与することを目的に、第1子及び第2子がともに3万、第3子以降は5万円の祝金を支給します。	
<乳児紙おむつ購入助成券支給事業>	こども家庭課
新しい市民の出生を祝福し、市民だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、少子化対策及び子育て生活支援を図ることを目的に、乳児紙おむつ購入助成券を支給します。	
<妊産婦医療費の助成>	こども家庭課
妊産婦の病気の早期発見と治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産（流産）した月の翌月の末日まで、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。	
<こども医療費の助成>	こども家庭課
こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、真岡市内在住の中学校3年生までの子どもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	
<養育医療費の助成>	こども家庭課
赤ちゃんの出生体重が2,000グラム以下又は身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して養育を受ける場合に未熟児養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。	

事業名／事業内容	担当課
<妊産婦健康診査費用助成の拡充>	こども家庭課
母親が健康で子育てが行えるように妊娠期から産後の健康管理のために、妊婦健康診査費用 14 回及び、産後 2 週間健康診査と産後 1 か月健康診査費用を助成します。	
<新生児聴覚検査費助成事業>	こども家庭課
先天性聴覚障害の早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚検査費を助成します。	
<ファミリー・サポート・センター利用料助成>	こども家庭課
ファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合（同一世帯の子どもを複数預かる場合は、2人目から半額）に、その利用料1時間あたり200円（利用料が半額の場合は100円）を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。	
<幼児教育・保育無償化の制度>	保育課
保育所（園）、認定こども園、幼稚園に通う3歳から5歳までの子どもの利用料（保育料）が無償となります。 また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料（保育料）が無償となります。	
<保育所（園）及び認定こども園の副食費の補助制度>	保育課
保育所（園）及び認定こども園に在園している、年収360万円未満の世帯の子どもの副食費を免除します。 また、年収360万円以上の世帯で、1号認定は小学3年生から、2号認定は未就学児から数えた場合の第3子以降の子どもの副食費を免除します。 さらに、18歳未満から数えた場合の第3子以降の子どもの副食費についても、月額4,500円を上限として補助します。	
<国民年金保険料の産前産後期間の免除制度>	国保年金課
平成31年4月から、国民年金第1号被保険者（自営業者など）が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除する制度です。	
<奨学金制度>	学校教育課
経済的理由により入学・修学が困難な優秀な生徒・学生に学資等を貸与し、広く、有能な人材を育成することを目的として、入学資金・修学資金を無利子で貸付します。	
<就労者定住促進奨学金返還支援事業>	学校教育課
奨学金を受けて大学等に進学した方が、卒業後に真岡市に住所を置き、就職した場合、返済された奨学金の一部を補助する事業で、大学卒業後の働く世代が真岡市へ移住・定住することを促進します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業></p> <p>若者の市内定住促進と子育て世代の負担軽減を図るため、新築住宅を取得し定住する若者・子育て世代に対し、取得した住宅に係る固定資産税相当額の一部を補助します。</p>	建設課
<p><幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金></p> <p>保護者の負担を軽減するため、6歳未満の乳幼児がいる家庭に対し、チャイルドシート等購入補助を実施しています。</p>	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課
<p><空き家バンクリフォーム補助></p> <p>中学生以下の子どもがいる世帯が、空き家バンクにより取得等した住宅をリフォームする場合、子ども一人につき10万円をリフォーム補助金に加算して助成します。</p>	建設課
<p><住宅ローンの金利優遇></p> <p>真岡市と住宅金融支援機構の連携により、「真岡市若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業」または「空き家バンクリフォーム補助」の対象者が住宅ローン（フラット35／子育て支援型）を利用する場合、金利が引き下げられます。</p>	建設課



5. 子どもの健全育成

少子化や核家族化が進行し、地域などで子ども同士が集団で行動する場面が減少することにより、様々な体験の機会が失われ、子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。

子どもが放課後や週末などに自由に遊べ、自主的に参加し、安全に過ごすことのできる活動の場の確保が重要な課題になっています。心豊かな人間性や生きる力を身に付けられるように、地域住民や公民館などの協力によって、自然環境や歴史・文化を生かし、さまざまな体験ができる活動の場の提供を推進します。

また、共働きやひとり親家庭の増加により、保護者が昼間家庭にいない子どもが増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所として、「放課後こども総合プラン」に基づいた放課後児童クラブや放課後子ども教室*の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<p><青少年健全育成連絡協議会運営支援></p> <p>「青少年が心豊かにたくましく育つ都市」宣言を推進するため、子どもの健全育成に地域社会が果たす役割の重要性に鑑み、家庭をはじめ地域や学校など各関係機関が連携し、地域の大人が協力し合える環境づくりを目指し、小学校区青少年健全育成連絡会など各団体活動の活性化や連絡調整を図るとともに、真岡っ子をみんなで育てよう事業を展開しています。</p> <p>また、子ども110番の家の周知徹底を図り育成環境の整備をしています。</p> <p>※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。</p>	生涯学習課
<p><新・放課後子ども総合プランの推進></p> <p>放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備の推進、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。</p>	保育課 生涯学習課
<p><放課後子ども教室の充実></p> <p>地域、学校、関係課などが連携・協働し、放課後の時間を活用した子どもたちの地域における多様な体験・遊びの機会の充実に努めます。また、新たな放課後の居場所づくりについてニーズなど調査研究し、市の総合的な児童の放課後対策について関係各課と定期的に協議を行い、計画的な整備を図ります。</p>	生涯学習課

事業名／事業内容		担当課
<放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な推進>		生涯学習課 保育課
関係機関と連携して、放課後子ども教室の一体的な整備を図るため、定期的な打ち合わせの機会を設けます。		
指標	現状 (H30年度)	
一体型の放課後子ども教室整備	2か所	3か所
<放課後子ども教室における余裕教室の活用に向けた具体的方策>		生涯学習課
余裕教室の活用状況等について学校と定期的に協議を行い、活用を図ります。		
<放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする児童への対応>		保育課
障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童の受け入れを行うために、放課後児童支援員が、積極的に研修会に参加できる環境を整え、障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童について、受け入れに努めます。		
<放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組>		保育課
利用者や地域のニーズ等を踏まえ、放課後児童クラブの開所時間の延長について、利用者の意見を参考に検討していきます。		
<放課後児童クラブの役割を向上させるための方策>		保育課
放課後児童クラブについて、子どもたちの安全・安心な居場所となることはもとより、学習やスポーツ、文化活動など、多様な体験、活動を通じて、子どもたちが伸びやかに成長することができるよう、内容の充実に努めます。		
<放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策>		保育課
放課後児童クラブにおける育成支援や活動内容について、ホームページなどを通じて、利用者や地域住民に対し広く周知を図ります。		



基本施策2 母子保健医療体制の充実

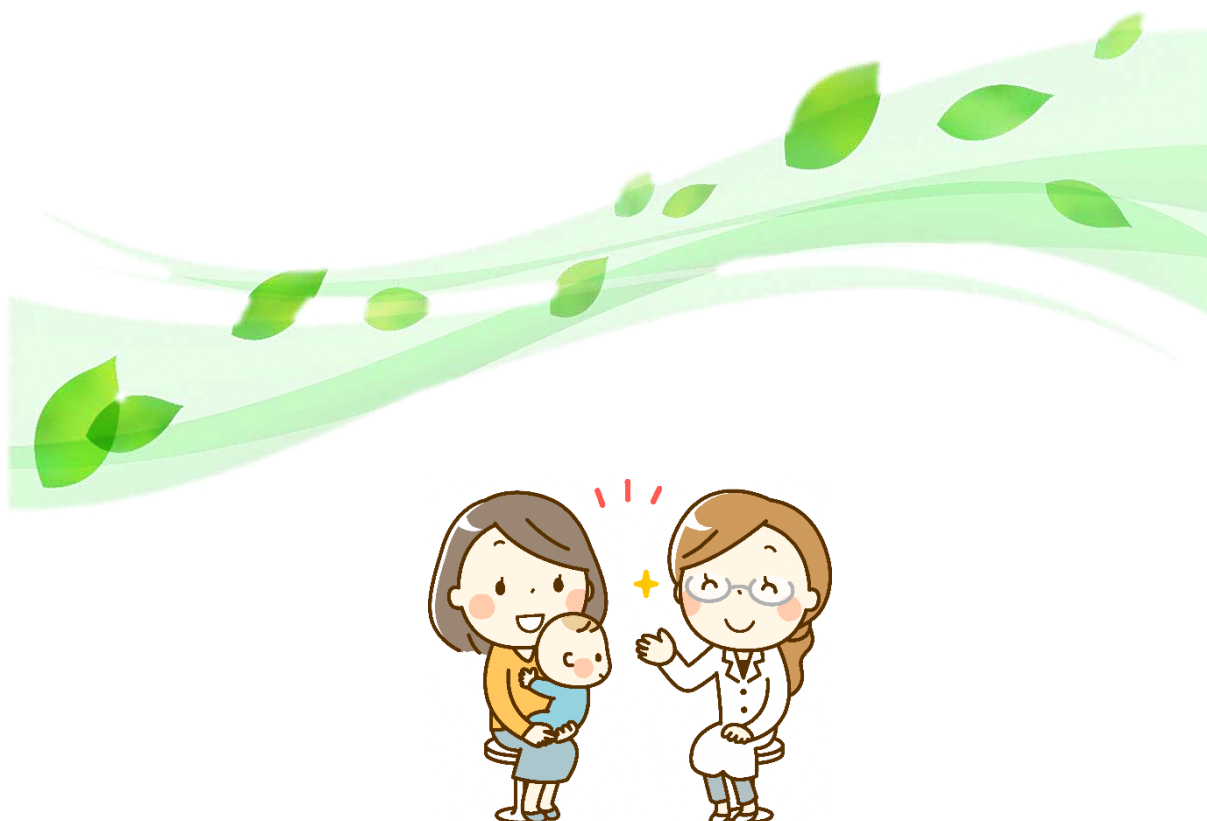
1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

妊娠期から子育て期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図ります。さらに、育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の子育て支援について、子育て世代包括支援センターを充実し、母子保健サービスの提供に努めます。

また、地域の中で安心して子どもを産み、育てられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築していきます。

事業名／事業内容	担当課
<子育て世代包括支援センター>【再掲】	こども家庭課
妊娠から子育ての不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健コーディネーター（保健師、助産師等）がサポートします。	
<母子健康手帳の交付>	こども家庭課
妊娠期の健やかな経過と安全な出産ができるよう、また、出産後、子どもが健やかに成長できるよう、母子健康手帳を交付し、活用を促します。	
<妊娠保健指導の実施>	こども家庭課
子どもを安心して産み、育てることができるよう、医療機関との連携を図り、全妊婦に対し保健指導を実施し、特に特定妊婦・要支援妊婦へは、早期に介入し訪問・電話等による指導・支援の強化を図ります。	
<産後ケアの充実>	こども家庭課
退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型（訪問型）の方法により、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。	
<産前・産後サポート事業>	こども家庭課
妊娠・出産・子育てに関する悩み等を子育て経験者や助産師等による訪問型やデイサービス型の相談支援を行います。	
<産後ヘルパー事業>	こども家庭課
産後の育児不安や負担を軽減するために、家事援助のヘルパーを派遣し、育児支援をします。	
<こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）>	こども家庭課
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を支援します。	

事業名／事業内容	担当課
<低体重児・未熟児等訪問事業（養育支援）>	こども家庭課
新生児・低体重児や未熟児等の健康を守るため、助産師や保健師による家庭訪問を行い、日常生活全般における相談等支援を行います。	
<乳幼児健診の充実>	こども家庭課
疾病や異常の早期発見及び適切な指導のほか、保護者が子どもの発育・発達状況を確認でき、安心して子育てができるよう、乳幼児健診の充実を図るとともに、乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上を目指します。	
<新生児聴覚検査費助成事業>	こども家庭課
先天性聴覚障害の早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚検査費を助成します。	
<3歳児視覚検査の実施>	こども家庭課
3歳児健康診査の視力検査において、適正なスクリーニングを行い、視覚の異常を早期発見・早期治療につなげ、弱視などの視覚障害の予防に努めます。	
<産後うつ病[*]等の早期発見・対応>	こども家庭課
医療機関と連携を図り、産後2週間・1か月健診時に、エジンバラ産後うつ病に関する質問票を活用して、産後うつ病を早期に発見し、育児不安の軽減を図ります。	



2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図り、性に関する科学的な知識の普及や発達段階に応じた適切な教育が大切です。教育関係者や保護者等と連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行っていく必要があります。

また、喫煙や薬物等に関する教育や、10代の自殺、不健康やせ等の思春期における課題の重要性を認識し、児童生徒の問題行動の未然防止に取り組むとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど適切な行動をとることができるよう児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

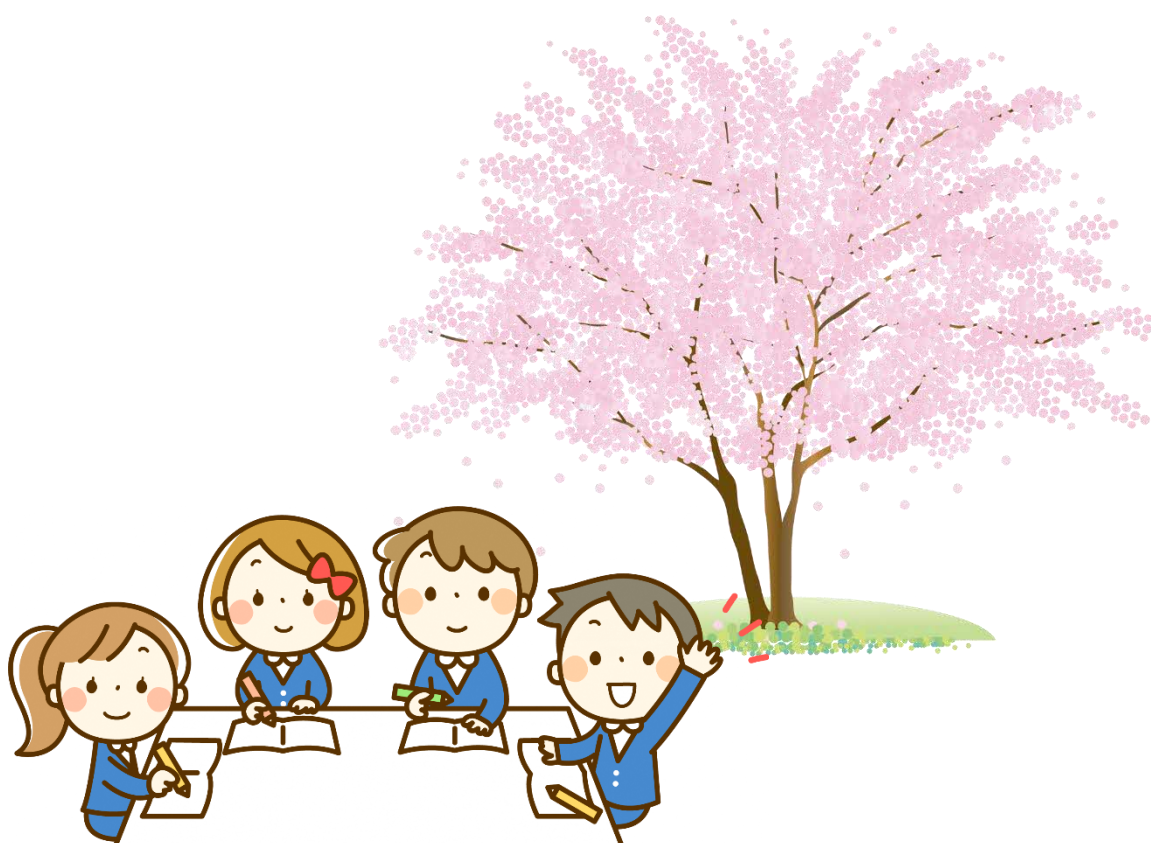
■子ども・子育て支援事業二一ズ調査の指標

指標	現状 (H25年度)	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)
いじめに対して心配している割合 (「少し心配している」と「心配している」の合計値)	中学生 —	中学生 39.1%	30.0%

※H30年度調査:中学生 問30

事業名／事業内容	担当課
<喫煙や薬物等に関する教育> 学校では、保健体育や学級活動を通して、児童・生徒に喫煙や薬物等に対する正しい知識を深めています。	学校教育課
<思春期教室の開催> 市内中学生を対象に、命の誕生・男女交際・妊娠・出産・性感染症などについての正しい理解を深めるため、思春期教室を開催するとともに、指導にあたる人材の質の向上に努めます。	学校教育課 こども家庭課
<教育相談> 思春期の子どもとその保護者に親の学習機会の提供と支援体制の整備を図るとともに、小・中学校で教育相談を行います。	学校教育課
<スクールソーシャルワーカー*の配置> 不登校など、児童生徒が抱える問題の解決のため、家庭訪問等の支援を実施する、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
<スクールカウンセラー*の配置> 児童生徒の悩みや相談に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、専門的なカウンセリングを行います。	学校教育課
<心の教室相談員の配置> 生徒、保護者、教職員が悩み等を気軽に話せるように心の教室相談員を配置しています。	学校教育課
<学校支援相談員の配置> 小学校を対象に学校支援相談員を配置し、心の教育の充実を図ります。	学校教育課

事業名／事業内容	担当課
<p>＜適応指導教室＞</p>	<p>学校教育課</p>
<p>何らかの心的理由で「学校に行けない・学校に行かない子どもたち」に、相談や体験活動等を通して援助・支援をし、自立心や社会性を育み、将来の社会的自立を図ります。</p>	



3. 食育の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。

しかし、食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食などの食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と体の健康問題が生じています。

このことから、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、農作物の収穫体験など食に関する参加型の様々な取組を行っていくことが大切です。

事業名／事業内容	担当課
<離乳食教育の開催>	こども家庭課
おおむね6～7か月の子どもで離乳食が始まっている家庭を対象に、1回食から2回食に向けての離乳食の教室を開催します。	
<乳幼児健康診査での栄養指導>	こども家庭課
子どもの発達段階に応じた栄養バランスや食生活のリズム、おやつとの与え方などを、集団指導と個別指導で行います。	
<農作物の収穫体験や季節の野菜を食べるなどの事業>	農政課
自然の恵みを知り、感謝する心を育てるため、野菜の栽培・収穫等を実施し、食事環境に変化をもたらし、楽しいと感じられるように工夫し、食事の大切さについて周知しています。	
<小・中学校での食に関する学習を実施>	学校給食センター
食事のあり方や望ましい食生活習慣を確立させるための講話、調理実習、相談会などを開催し、食に関する情報の普及啓発を図ります。	
<郷土料理や行事食の継承>	学校給食センター
学校給食センターで発行する「給食だより」や「食育だより」を通して、郷土料理や行事食などを紹介し、伝統的な食文化に関する情報を提供します。子どもたちに伝統的な食文化に関心を持たせるため、学校給食における郷土料理や行事食等の献立の活用を促進します。	



4. 小児医療体制の充実

小児医療については、本市の将来を担う若い生命を守り育て、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、夜間・休日を含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要となっています。子どもの健康と安全を守り、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<子どもに関わる医療体制の充実>	
子どもが、突発的な事故や病気の際に適切な医療を受けられるよう関係機関と連携して救急医療体制の充実を図ります。夜間・休日の初期救急を真岡市休日夜間急患診療所が担い、安心して医療を受けられる体制を提供します。	健康増進課
<もおか健康相談24>【再掲】	
急な病気やけがに役立つ情報を24時間年中無休で医師や保健師等が内容に応じて指導助言する、電話相談「もおか健康相談24」の周知を図ります。	国保年金課
<「かかりつけ医を持ちましょう」の啓発活動>	
初期救急、二次救急医療機関の役割や、日ごろから、なんでも相談できるかかりつけ医を持つことについて周知を図ります。	健康増進課
<こども医療費の助成>【再掲】	
こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、真岡市内在住の中学校3年生までの子どもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	こども家庭課
<養育医療費の助成>【再掲】	
赤ちゃんの出生体重が2,000グラム以下又は身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して養育を受ける場合に未熟児養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。	こども家庭課
<予防接種の推進>	
予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	健康増進課

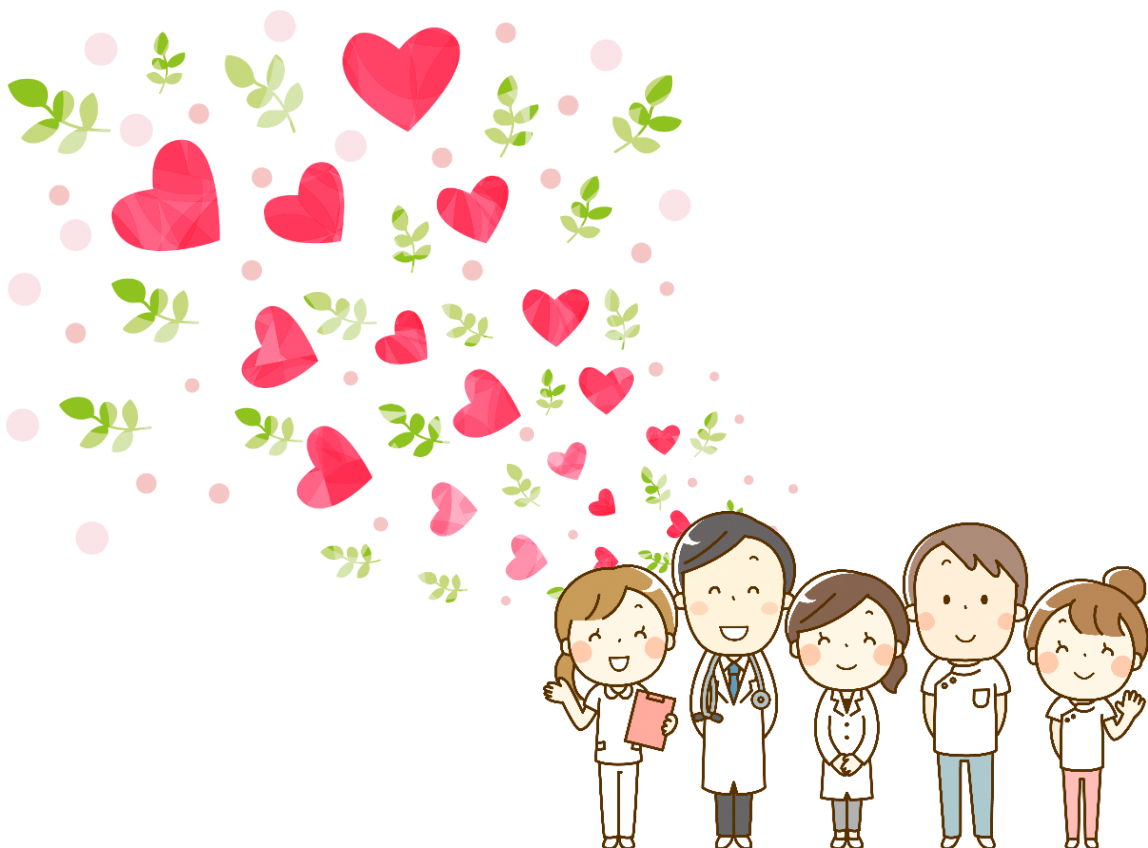


5. 不妊[※]に対する支援の充実

不妊治療における体外受精や顕微授精は経済的な負担が大きいことから、配偶者間のこれらの治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

また、不妊治療に関する情報提供や医学的な相談、不妊による心の悩みの相談等の支援体制の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<栃木県不妊専門相談センターの周知> 栃木県では、一般的な不妊治療から生殖補助医療に至る医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなどの多様な相談に応えるため、「栃木県不妊専門相談センター」を開設し、助産師や産婦人科医師による相談のほか、男性不妊専門医による相談も実施しています。「栃木県不妊専門相談センター」の周知とその活用を推進します。	こども家庭課
<不妊治療費の助成> 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない人工受精・体外受精・顕微授精に対して、経費の一部を助成します。	こども家庭課



基本施策3 個性と創造性を育む教育の充実

1. 家庭教育の充実

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えると云っても過言ではありません。家庭には、社会で生活していく上で大切なルールなどをきちんと身に付けさせるという役割があります。

しかし近年、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化しているため、家庭の教育力の低下が進んでいます。また、親の暴力や子育ての放棄などの児童虐待は、社会に様々な問題を提起していますが、それらの原因としては、子育てを重荷に感じるなどが考えられます。

これらの課題等の解消のため、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<家庭教育学級>	生涯学習課
家庭教育、家族関係、子育てなどに関する情報提供や学習機会の提供などにより地域としての子育て支援の充実を図ります。	
<育児講座等の開催>	こども家庭課
子育てに関する講座を開催し、子どもとふれあいながら、楽しく育児ができる機会を提供します。	
<祖父母リーフレットの配布>【再掲】	こども家庭課
祖父母世代と子育て世代が協力して子育てができるように、祖父母世代向けに今の子育て、昔の子育ての違いに関する情報を掲載したリーフレットを配布します。	



2. 未就学児教育の充実

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり人間としての健全な発達や社会性を培う上で基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身に付けることが大切です。

また、保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、同じ地域に子どもが少なくなった今、子どもを中心に考えたとき、保育所（園）、認定こども園、幼稚園の枠を越えて、子どもたちが友だちと十分関わって育つことが望ましいと考えられます。そのため、関係職員の研修機会の拡充や、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校との関連性を深め、家庭教育とも連携しながら教育効果の向上に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<私立幼稚園運営費補助>	学校教育課
人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るため、幼稚園運営費を補助します。	
<私立幼稚園教諭研修費補助>	学校教育課
人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るため、研修費を補助します。	
<認定こども園運営費補助>	保育課
人間形成の基礎を培う幼児教育の振興を図るため、運営費を補助します。	
<幼児教育連絡協議会>	学校教育課 保育課
幼児期における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、小学校と各保育所（園）との連携を図ります。	
<保育士等就職支援金交付事業>	保育課
保育士又は幼稚園教諭養成施設を卒業後、真岡市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に勤務する方に、最大で2年間支援金を交付します。	
<幼児教育アドバイザーの配置・確保等>	保育課
配慮を要する児童の増加に対応するため、臨床心理士などの専門家による巡回指導の導入を検討し、子育て支援の充実を図ります。	



3. 学校教育の充実

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、教員の指導力は、いわば学校教育の基礎であり、子どもたちの将来にも大きな影響を与えることから、教員に対する指導、研修を通して、指導力の向上を図ります。

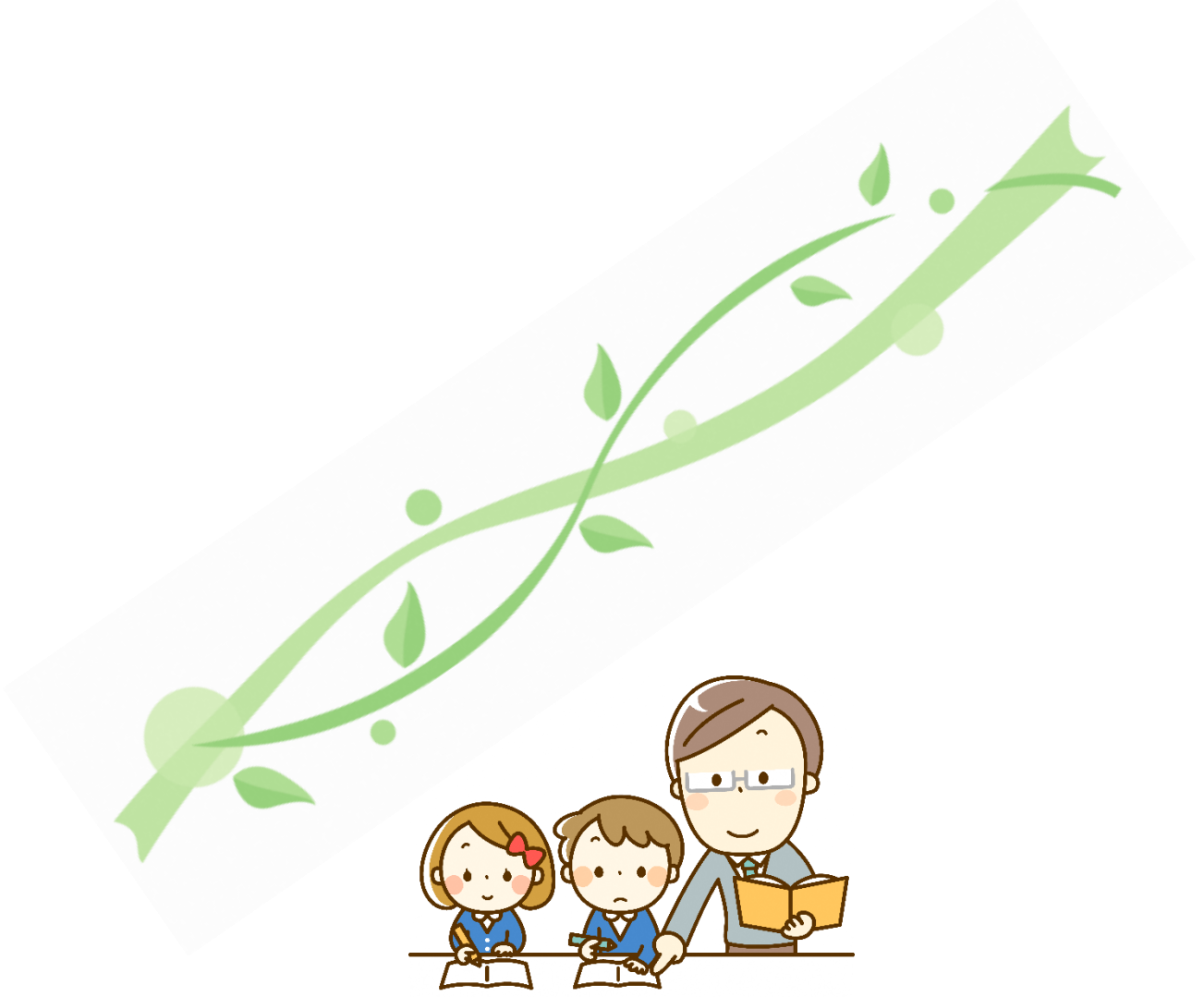
■子ども・子育て支援事業ニーズ調査の指標

指標	現状 (H25 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
学校にいくのが好き・楽しみの割合 (「非常にそう思う」と「まあそう思う」の合計値)	中学生 —	中学生 71.2%	80.0%

※H30 年度調査:中学生 問 21

事業名／事業内容	担当課
<基礎・基本の確実な習得> ICT機器を効果的に活用するなどして、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、主体的に学習に取り組み、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。	学校教育課
<複数担任制のための非常勤職員の配置> 一人一人の個性を伸ばし、きめ細かな指導の充実を図るため、複数担任制のための非常勤職員を配置します。	学校教育課
<学力向上推進研修会> 各校の学習指導主任が参加し、子どもたちの学力の傾向把握と分析等を行います。	学校教育課
<自然教育センター> 鬼怒川に面した自然豊かな環境の中、市内の小・中学生が自然教室を行う施設で、宿泊を通して様々な体験ができる機会を提供します。	自然教育センター
<科学教育センター> 豊かな知性と創造性を育み、科学する心を培うことを目的とした理科学習施設です。観察実験は1～2人で行い、児童・生徒が直接体験できる機会をより多く提供します。	科学教育センター
<教育国際交流> 中学校において、海外の中学校と姉妹校を結び、国際理解と友好親善に資するために相互交流を実施しています。	学校教育課

事業名／事業内容	担当課
<マイ・チャレンジ推進事業>	学校教育課
<p>中学校2年生が連続3日間学校を離れ、地域に出て、地域の人々とのかかわりを主とした社会体験活動を行います。</p>	
<英語教育の充実>	学校教育課
<p>英語による会話やプレゼンテーション等言語活動の充実による児童生徒の英語力の向上を目指し、外国人英語指導員やICT機器を活用した英語教育の充実を図ります。</p>	
<英語検定・漢字検定補助>	学校教育課
<p>言葉の力を高めるための小中学生の挑戦を応援するため、英語検定及び漢字検定の検定料の一部を補助します。</p>	
<イングリッシュ・サマーキャンプ>	学校教育課
<p>夏休みに開催する2日間のキャンプにおいて、英語のみのコミュニケーションゲームや海外旅行の疑似体験、外国のスポーツや歌など、遊びや日常生活を通して、AETと多くのコミュニケーションを英語でとることで、楽しく英語を学ぶ機会を提供します。</p>	



4. 地域活動・交流の推進

子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。子どもたちが心豊かに成長していくためには、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを育てる地域の教育力の向上を図らなければなりません。また、乳幼児期からの近所の人々との触れ合いや、地域での行事やボランティア活動に参加することでなど、自分の住むまちへの関心やまちづくりの意識を高める取組を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<家庭教育オピニオンリーダー養成研修> 学校や家庭、地域の教育力を回復する手助けをする家庭教育のリーダーの養成研修を行います。	生涯学習課
<地域子どもすくすく元気事業> 市民と行政が一体となり、思いやり、郷土愛、生きる力を持った個性豊かな子どもを育成することを目的に、地域で実施する事業に対し補助金を交付します。	生涯学習課 こども家庭課

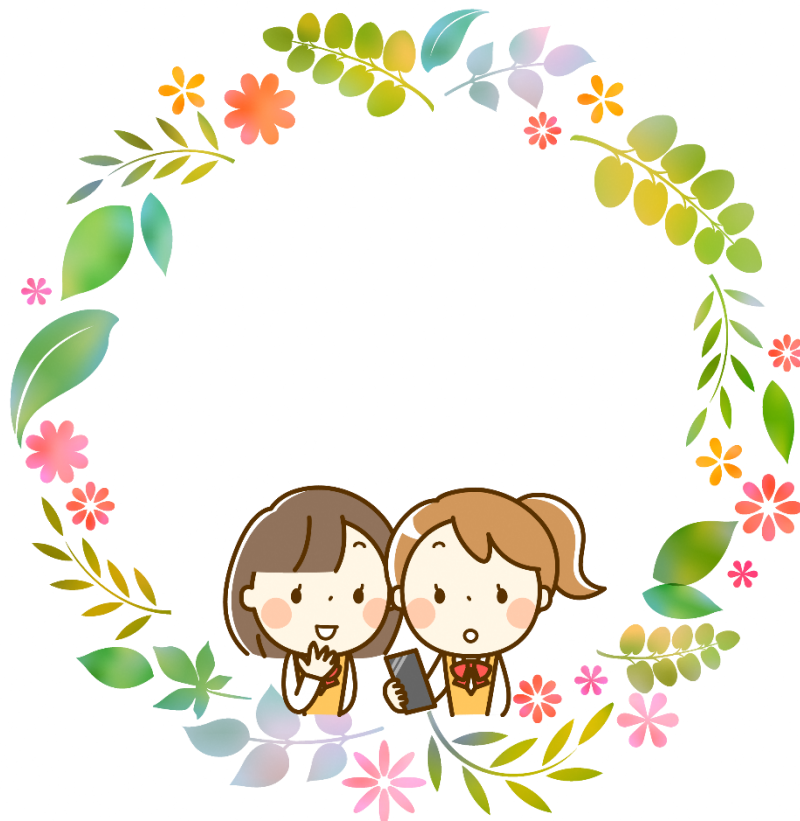


5. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

急激な情報化の進展などにより、子どもたちを取り巻く有害社会環境のもたらす悪影響が懸念されます。

有害図書などの調査、子どもたちにとって害となる施設への立ち入り制限、また、インターネットの適切・安全・安心な利用や「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限）の保護者に対する普及啓発及び、関係業界に対する自主的措置の働きかけを行い、家庭、学校及び地域における情報モラル教育を併せて推進します。

事業名／事業内容	担当課
<有害図書等立入り調査> 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書取扱店に対し、点検・指導を行います。	生涯学習課
<違法・有害情報の通報> インターネットを利用の際に、違法情報や有害情報を見つけたときは、インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口である「インターネット・ホットラインセンター」へ通報することを周知し、子どもたちが違法情報や有害情報に触れることがないように努めます。	市民生活課



基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保

住宅は地域において安全・安心で快適な生活を営むための基盤です。子育て家庭のニーズに対応し、ユニバーサルデザイン*化された利便性と安全性の高い良質な住宅の供給及び住宅の取得等のための支援、情報提供などに積極的に取り組みます。

事業名／事業内容	担当課
<若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業>【再掲】	建設課
若者の市内定住促進と子育て世代の負担軽減を図るため、新築住宅を取得し定住する若者・子育て世代に対し、取得した住宅に係る固定資産税相当額の一部を補助します。	
<入居者募集案内の情報提供>	建設課
市ホームページや広報紙等を活用し、所得水準が低く住宅に困窮しているファミリー世帯に対し、市営住宅の入居者募集案内の情報提供を行います。	
<公営住宅の優先入居>	建設課
入居の取り扱いについては、公営住宅法に基づいて実施しています。本市では、公開抽選方式により、ひとり親家庭や高齢者世帯及び障がい者世帯に対し優先部屋割当等の措置を講じています。住宅困窮度に配慮しながら、本市の実情に応じた適切な選考基準を設け、公正な運用を推進します。	
<空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助>	建設課
空き家バンクによる住宅情報をホームページ等により提供するとともに、その住宅をリフォームする際、中学生以下の子ども的人数に応じて加算する補助制度により、住宅取得の支援と経済的負担の軽減を図ります。	



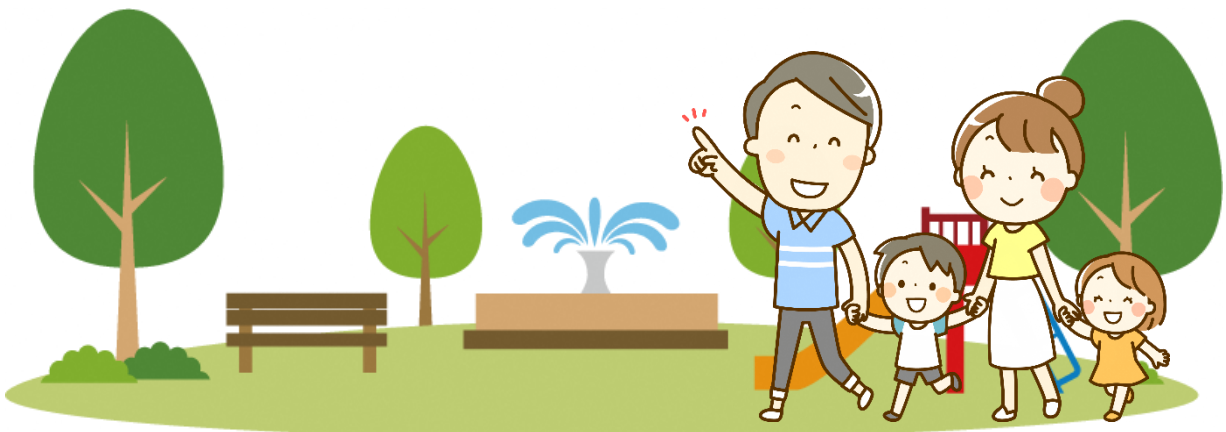
2. 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親、障がい者、高齢者等に配慮した、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた、道路交通環境の整備を推進します。

とりわけ、生活道路等や事故の危険性が高い通学路においては歩道等の整備、車両速度の抑制のための物理的デバイス（車道の一部を盛り上げたものなど）の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化^{*}を推進し、子育て環境の整備を図ります。

事業名／事業内容	担当課
<公共施設のバリアフリー化の推進> 子どもや妊産婦などが安心して利用できるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進します。	関係各課
<子育てにやさしい公共施設などの整備> 子育て中の親子が利用しやすいよう、授乳コーナー、ベビーベッドなどを設置し（赤ちゃんの駅）、子育てにやさしい公共施設などを整備します。	関係各課
<マタニティマークの促進> 妊産婦が、交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークをキーホルダーやカードを活用し普及啓発に努めます。 さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が受動喫煙への配慮など、妊産婦に優しい環境づくりを推進します。	こども家庭課



3. 子どもたちの安全の確保

子どもを犯罪等の被害から守るために、防犯ボランティア等の関係団体やPTA等の学校関係者、地域の協力のもとに、通学路等のパトロール、防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を実施します。

また、子どもを交通事故から守るため、警察や保育所（園）、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制の強化を図り、総合的な交通事故の防止のための取組を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<地域ぐるみで子どもを見守るための対策等>	
声かけ・あいさつ運動や、自主的な防犯パトロールの実施を推進するための支援を行います。	学校教育課
<防犯機器の所持を啓発>	
子どもを犯罪から守るため、市内小学校及び中学校において、保護者に対して防犯機器の所持を働きかけます。	学校教育課
<防犯灯設置補助事業>	
夜間の通行の安全確保と地域の犯罪防止のために、地域や学校の防犯灯設置を推進します。	市民生活課
<こども110番の家*の協力依頼>	
子どもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、「こども110番」の掲示を依頼し、事業の推進を図ります。	生涯学習課
<真岡っ子をみんなで育てよう事業>【再掲】	
実行委員会として主に真岡市青少年健全育成連絡協議会が企画運営を行い、青少年が心豊かに成長する大切な時期に、人として大切なことや生きる力について親子で学べる機会をつくるため、公演会、フォーラムを開催しています。単位育成会事業をいちごテレビや広報もおかで取材し広く周知し、子ども会育成会の活性化を推進しています。 ※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。	生涯学習課
<危機情報の共有体制の推進>	
真岡警察署では、子どもを犯罪から守るための不審者情報等を「地域安全情報」としてメール配信をしています。また、栃木県警察では、「ルリちゃん安全メール」を配信しています。このような危機情報を学校・保育施設等で共有することが重要であることから、関係機関と連携を深めます。	学校教育課 保育課
<少年指導センター>	
青少年の初発型非行防止を図るため、少年指導員が市内パトロールを実施します。また、親と子の悩み相談電話を受け付けています。	生涯学習課

事業名／事業内容	担当課
<交通安全教室の開催>	市民生活課
保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中学校で交通安全教室等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。	
<未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施>	保育課
保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所において、日常的に集団で移動する経路について、実態把握に努めるとともに、危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、改善に努めます。	
<通学路の指定及び安全の確保>	学校教育課
児童生徒の登下校時の安全確保のため、各学校で指定をしている通学路について、実態把握に努めるとともに、通学路危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、通学路の改善に努めます。	
<スクールガード>	学校教育課
子どもたちの登下校の時間に合わせて、通学路や近くの公園などをパトロールしながら、子どもたちを見守る活動を行います。	
<幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金>【再掲】	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課
保護者の負担を軽減するため、6歳未満の乳幼児がいる家庭に対し、チャイルドシート等購入補助を実施しています。	
<ながら見守り隊（愛称：にこにこ見守り隊）>	市民生活課
真岡警察署管内の事業所等と個人が協力し、日常生活や業務で外出中に子どもたちの登下校を見守る活動を実施しています。	



4. 子どもの遊び場の整備

子どもたちにとっての遊びの重要性は既に周知のことですが、近年の少子化の進行などにより近くに同世代の友達がいないことや居住地域の近くに遊び場が減少したことなどから、家庭内で遊ぶことが増え、屋外で自由に仲間と遊ぶ機会が減少しています。子どもたちが、身近なところで安全に生き生きと遊べる環境の充実と維持管理に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<総合運動公園子ども広場> 3段階の年齢層にエリア分けし、登る・すべる・くぐる・はねるなど、様々な機能を備えた複数の遊具を組み合わせ、それぞれの年齢にふさわしい遊具を設置し、幅広い年齢層の子どもたちが、無理なく安全に楽しめる広場を提供します。	スポーツ振興課
<真岡駅子ども広場> 小学校2年生までのお子さんと保護者を対象とした、無料で安全にいつでも気軽に遊べる屋内型の子どもの遊び場を提供します。	こども家庭課
<「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備>【再掲】 市役所新庁舎北側に「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」複合交流拠点として、図書館や屋内子ども広場、子育て支援センター等の複合施設の建設を計画しています。	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課
<根本山自然観察センター> 根本山いきものふれあいの里の中心施設で、季節ごとに見られる動植物の写真展示や自然情報の提供、観察用具の貸し出しなどを行っています。また、里山の生き物観察や調査、自然の恵みを素材に使ったクラフトづくりなど、一年を通して里山の自然とふれあえる楽しい行事を開催しています。	根本山自然観察センター



基本施策5 家庭生活と職業生活の両立の推進

1. 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭では、男女がともに家事、育児等について家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭で家事、育児等の多くを女性が担っているのが現状です。その根底には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的役割分担意識があると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児等に関わることが重要です。そのためには、男性の仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の負担が軽減され、家庭だけではなく、仕事や地域活動などへの女性の参画も期待されます。


本市においても共働きの家庭が増えており、性別による固定的役割分担意識が固定化したままでは、女性は仕事に加えて家庭内の仕事も担わなければならない、負担が増すこととなります。本市では、男性が積極的に家事、育児等の役割を担うために情報提供やきっかけづくりとなる場の提供を推進します。

■市民意向調査結果の指標

指標	現状 (H29 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
男女の固定的役割意識は解消されていると感じる市民の割合（「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計値）	53.1%	52.3%	60.0%

※H30 年度調査：問 30

事業名／事業内容	担当課
<男女共同参画セミナー>	生涯学習課
市民が行政や政策への参画意識を高めるため、座学やグループワーク形式を取り入れたセミナーを開催します。	
<講演会・研修会・講座等の開催>	生涯学習課
人格の基礎を形成する幼少期の児童をもつ保護者に対し、講演会や講話、講座等を実施し、幼少期から男女平等参画意識が育まれるよう努めます。	
<情報誌（アス）の配布>	生涯学習課
男女共同参画に関する情報紙を発行し、全戸配布及び市内各施設に配布します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><両親学級の開催></p> <p>妊娠中の夫婦を対象に両親学級を開催し、妊娠・出産・育児についての理解を深め、安心して育児に取り組めるよう支援します。</p> 	こども家庭課
<p><子育て学級「コアラちゃんクラブ」></p> <p>親同士・子ども同士の交流を深めると同時に両親に対する支援の充実を図ります。</p>	生涯学習課
<p><男性の家事促進></p> <p>男性向けの料理教室等を開催し、男性の家事促進を図ります。</p>	生涯学習課



2. 子育てと仕事の両立支援の推進

共働き世帯が増加する中、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭においても安心して子育てが続けられるように、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現には、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠であることから、企業への働きかけや情報提供を通じて、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出等、職場環境の整備を促進していく必要があります。

さらに、母親だけでなく父親も含めた育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国・県や関係団体などと連携しながら広く啓発活動を進め、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で心豊かな生活が送れる社会の構築に努めます。

子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しつつ、夫婦間での子育てに関する意識改革を図り、様々なライフステージでお互いが連携し子育てをしていくことを推進します。

■子ども・子育て支援事業ニーズ調査の指標

指標	現状 (H25 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
子育てと仕事を両立する上で大変だと感じる割合 （「子育てとの両立」）	就学前児童	就学前児童	50.0%
	—	56.3%	
	小学生	小学生	40.0%
	—	47.0%	

※H30 年度調査：就学前児童 問 45、小学生 問 37

事業名／事業内容	担当課
<保育施設における保育内容の充実>	保育課
市内保育施設の保育サービス（延長保育、病児・病後児保育、休日保育等）の充実を図ります。	
<中小企業勤労者元気アップ支援事業>	商工観光課
中小企業勤労者の福利厚生を支援するために、市と協定を結んだ施設の利用料金の一部を助成します。	
<働きやすい職場づくりの普及啓発>	商工観光課 生涯学習課
関係機関と連携し、男女共同参画や働き方改革、健康経営、イクボス宣言など、働きやすい職場づくりの普及啓発を図ります。	
<ワーク・ライフ・バランスの普及啓発>	商工観光課 生涯学習課
子育て家庭においても一人一人が多様な生き方・働き方を選択し、実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。	

基本施策6 援護を必要とする子育て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の強化

平成29年度の全国の児童虐待相談対応件数は133,778件で、統計を取り始めて以来毎年増加しています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成28年度の虐待による死亡人数は49人となっています。

養育支援を必要とする家庭の早期把握や、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

そのため、児童虐待の抜本的強化を図ることを目的に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止など、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会※」の取組を強化します。また、国の基本指針では令和4年度までに全市町村に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するとし、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの向上及び児童虐待に係る関係機関等との連携による相談体制の強化を目指しており、本市においても設置に向けた検討を進めていきます。さらに、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等に対して、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関との間で情報の共有を図り、対応を強化します。

■子ども・子育て支援事業二一ズ調査の指標

指標	現状 (H25年度)	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)
児童虐待または児童虐待の疑いがあるお子さんがある場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (「どこに相談・通報するかわからない」)	就学前児童	就学前児童	5.0%
	—	12.0%	
	小学生	小学生	5.0%
	—	11.3%	

※H30年度調査:就学前児童 問40、小学生 問32

事業名/事業内容	担当課
<子ども家庭総合支援拠点の整備>【再掲】	こども家庭課
子どもとその家庭及び妊産婦等からのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携し社会資源を有機的に繋いで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	
<要保護児童対策地域協議会>	こども家庭課
多くの関係機関が情報を共有し共通理解を図りながら、連携・協力して要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護又は支援を図ります。	

事業名／事業内容	担当課
<p><家庭児童相談室></p> <p>家庭相談員が子ども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援します。</p>	こども家庭課
<p><養育支援訪問事業></p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）や母子保健事業、関係機関から把握した、養育支援を必要とする家庭に、専門職（家庭相談員や保健師等）が訪問して相談支援を行います。</p>	こども家庭課
<p><子育て短期支援事業></p> <p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に短期間お預かりして養育します。</p>	こども家庭課
<p><児童虐待防止の普及啓発></p> <p>毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、教育・公的機関等への虐待防止登り旗の設置やオレンジリボン[※]配布、広報等の種々な取組を集中的に実施するとともに、年間を通し普及啓発していきます。</p>	こども家庭課
<p><里親制度[※]の普及啓発></p> <p>様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度の普及啓発に努めます。</p>	こども家庭課
<p><特別養子縁組制度[※]等の普及啓発></p> <p>様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもを、永続的に新たな家庭で養育する特別養子縁組制度の普及啓発に努めます。</p>	こども家庭課



2. 障がい児施策の推進

自閉症※、学習障害（LD）※、注意欠陥多動性障害（ADHD）※などの発達障がい※及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、一人一人の希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実が必要です。

また、障がいの原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障がい等の早期発見・療育を図るための、乳幼児の健康診査などの取組を推進することが必要です。

乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<教育相談会の開催>	学校教育課
教育相談会を開催し、保護者や児童生徒への支援を行います。	
<教育支援委員会の開催>	学校教育課
医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる教育支援委員会を設置し、障がいのある幼児及び児童、生徒に関し適切な就学指導と継続支援を行います。	
<特別支援教育支援員の配置>	学校教育課
通常の学級に在籍する発達障がい児への適切な指導が行えるよう、特別支援教育支援員を配置し、支援の充実を図ります。	
<発達支援教室「遊びの教室」の開催>	こども家庭課
健診等で、行動面や言語発達等について経過観察が必要と認められた子どもと保護者に対し、子どものかかわり方や育児について、関係機関との連携を図りながら集団指導を行います。	
<心理発達相談の実施>	こども家庭課
健診時や発達相談（のびのび発達相談）等にて、精神・運動・言語発達等について経過観察が必要と認められた子どもと保護者に対し個別相談を実施し、関係機関との連携を図りながら支援を行います。	
<4歳児発達相談「のびのび発達相談」の実施>	こども家庭課
当該年度に満5歳を迎える幼児全員を対象に、幼稚園・保育所（園）の集団保育の場面を行動観察し、保護者のアンケートや担任の問診により、個別の相談者を選定し、専門職による発達相談を実施し、専門医の診断が必要と認められた児に対しては、早期の療育を開始します。	
<ことばの教室の開催>	こども家庭課
言葉の発達等に遅れのある就学前の子どもに対して、個々に応じた定期的な個別指導を実施し、関係機関と連携しながら支援します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ></p> <p>地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは子どもの成長過程で重要であることから、障がいのある児童など、特に配慮を要する児童の受け入れに努めます。</p>	保育課
<p><放課後等デイサービス></p> <p>学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</p>	社会福祉課
<p><児童発達支援サービスの提供></p> <p>日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育所（園）や幼稚園のように遊びや学びの場を提供するなど、障がい児への支援を行います。</p>	社会福祉課
<p><保育所等訪問支援></p> <p>保育所（園）等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。</p>	社会福祉課
<p><医療型児童発達支援の提供></p> <p>地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。</p>	社会福祉課
<p><児童入所支援></p> <p>障害の特性に応じて入所により、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の習得を支援します。</p>	社会福祉課
<p><障がい児相談支援の提供></p> <p>障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。</p>	社会福祉課
<p><こども発達支援センターひまわり園></p> <p>障害の重度化・重複化や多様化に対する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、関係機関と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援を行います。</p>	社会福祉課
<p><医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置></p> <p>医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、栃木県、県東地域、真岡市において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。</p>	社会福祉課
<p><医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置></p> <p>医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。</p>	社会福祉課

事業名／事業内容	担当課
<p><医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク></p> <p>発達障がい児や医療的ケア児とその保護者に適切な医療、保健、福祉、教育等の相談支援が提供できるよう、多職種及び関係機関等のネットワークの構築を推進します。</p>	<p>社会福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課</p>



3. ひとり親家庭等の自立支援

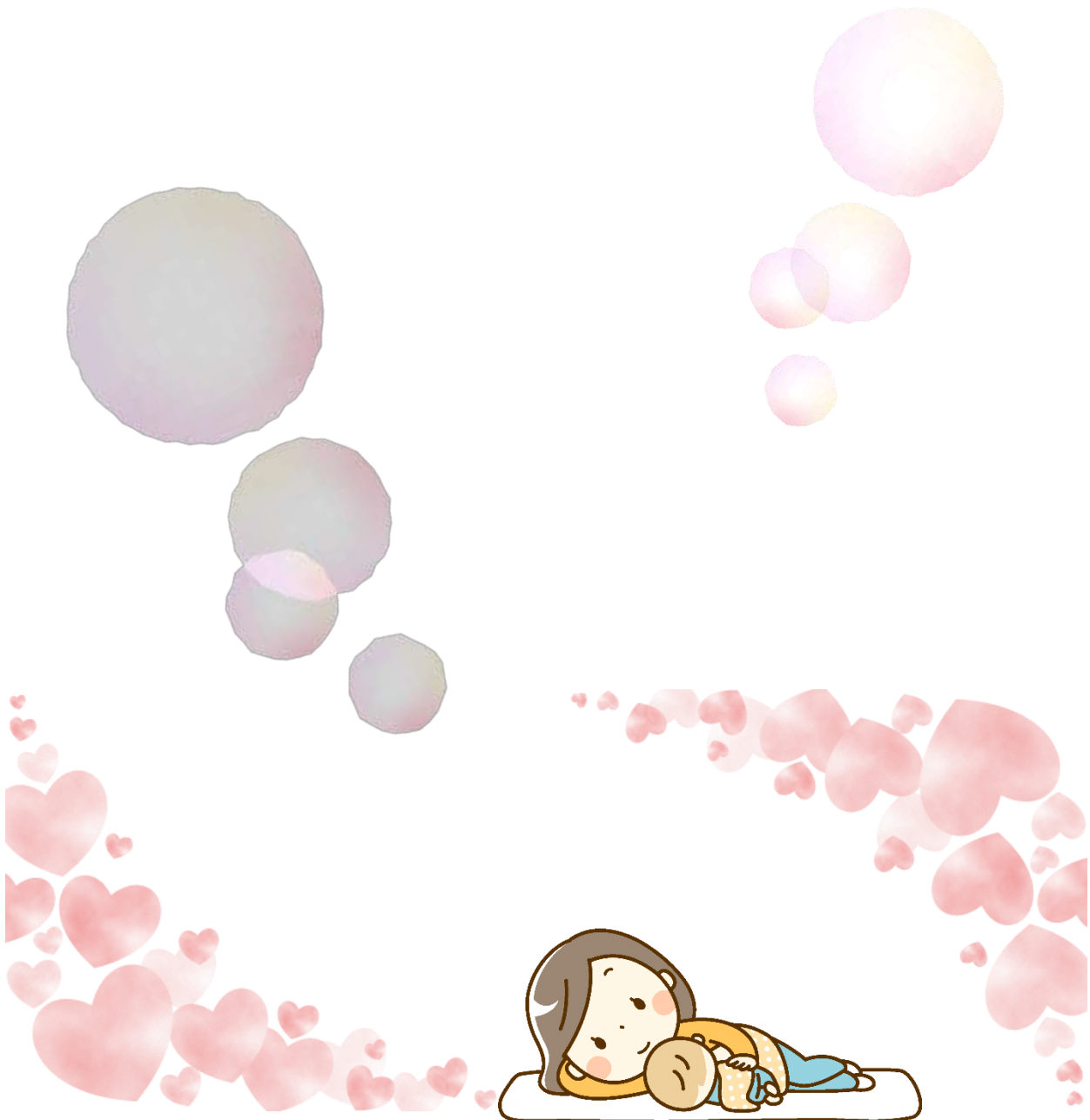
平成 27 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 502 世帯（一般世帯の 1.80%）で、父子世帯は 73 世帯（一般世帯の 0.26%）となっています。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の 81.8%が就労しており、母自身の平均年収は 243 万円（うち就労収入は 200 万円）、父自身の平均年収は 420 万円（うち就労収入は 398 万円）となっています（給与所得者の年間平均給与収入は 441 万円（平成 30 年分民間給与実態統計調査結果より））。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。

このような状況から、子育てをする上で経済的な不安を抱えているひとり親家庭（特に母子家庭）が多い現状が見受けられます。

ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

事業名／事業内容	担当課
<児童扶養手当>【再掲】	こども家庭課
父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	
<母子・父子自立支援員による相談支援>	こども家庭課
母子・父子自立支援員や児童委員がひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	
<婦人相談員による相談支援>	こども家庭課
母子・父子・寡婦の生活等に関する相談や夫等から暴力（DV 関係）・離婚問題などに関する相談支援を行います。	
<高等職業訓練促進給付金等事業>	こども家庭課
就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図る為、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、終了後には終了支援給付金を支給します。	
<母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業>	こども家庭課
ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、対象者が受講の為に支払った費用の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。	
<ひとり親家庭医療費の助成>	こども家庭課
18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童を養育するひとり親家庭の親と子に対し、保険診療分の医療費を一部助成します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><遺児手当></p>	
<p>父母の一方又は両方が死亡した児童について、遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ります。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県）></p>	
<p>平成 26 年 10 月から法改正により、父子家庭も対象となり、ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金を貸付します。</p> <p>申請については市が窓口となります。</p>	<p>こども家庭課</p>



4. 外国籍の子ども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援などは、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

事業名／事業内容	担当課
<外国籍の家庭への行政サービス情報の提供> 外国人が安心して暮らせるよう、外国語版「くらしの便利帳」をホームページに掲載し、多言語による行政サービス情報を提供します。	市民生活課
<外国人の子どもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実> 外国人の子どもが、保育所（園）での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。	保育課
<子育てモバイルサイトの充実>【再掲】 『わくわく子育てナビ』は妊娠、出産、育児に関わる住民の方をサポートするため、予防接種スケジュール管理、乳幼児健康診査、各種教室、離乳食などの子育て情報を提供します。また、当サイトは10か国語に対応しており、外国籍の保護者に対しても円滑な情報提供を図ります。	こども家庭課
<外国籍の妊婦への相談支援> 外国人の妊産婦が、言語や生活習慣の違いにより育児不安があるため、安心して子育てができるよう支援します。	こども家庭課



基本施策7 結婚に向けた支援

1. 出会いに向けた支援

少子化の一因として、生涯未婚率の増加と晩婚化・晩産化が挙げられています。また、ライフスタイルの多様化や経済情勢などを背景に、将来への不安の高まりによって結婚に踏み切れない若者が増加していることも一因となっています。

地域や職場における出会いの場は減少しており、結婚を支援する「婚活支援」が、民間企業だけでなく、市町村や地域の団体などでも行われるようになってきています。このような中、市町村や地域の団体との連携による支援の強化のほか、出会いのきっかけづくりとなるイベントを行うなど、結婚に向けた支援を行います。

事業名／事業内容	担当課
<結婚希望者への結婚相談会の開催>	出会い結婚サポートセンター
月1～2回の結婚相談員の相談会議を行い、結婚希望者への面接や登録を行います。その後、身上書の交換やお引き合わせを設定します。	
<婚活イベント等の開催>	出会い結婚サポートセンター
独身男女が出会える婚活イベントやパーティーを開催し、結婚相手を探せる機会を提供します。	
<婚活セミナーの開催>	出会い結婚サポートセンター
結婚活動に必要なコミュニケーション能力の向上のため、独身男女を対象に婚活セミナーを開催します。	
<とちぎ結婚支援センター登録料補助事業>	出会い結婚サポートセンター
広く出会いの場を創出するため、とちぎ結婚支援センターの登録料の補助を検討します。	



2. 結婚相談員への活動支援

結婚相談員など、サポートする側の人材育成を図るとともに、地域との連携による相談支援体制の強化を行い、出会いのきっかけづくりなどを支援します。

事業名／事業内容	担当課
<結婚相談員への活動支援>	
出会い結婚サポートセンター内に「真岡市縁組センター」の事務局を置き、結婚登録者情報の管理と結婚相談員への活動支援を行います。	出会い結婚サポートセンター
<広域での結婚相談員の情報交換や研修への参加>	
とちぎ未来クラブにおける地域結婚サポーター研修会等へ参加し、情報交換を行うとともに、広域での協力体制を推進します。	出会い結婚サポートセンター



